

No. 163 (2019/7) 特別編集号*

民法（相続法）改正に伴うプログラム著作物登録制度の改正について

－ 相続・会社分割／合併等による著作権等の移転（一般承継）と第三者対抗要件 －

一般財団法人ソフトウェア情報センター
調査研究部・著作権登録部

目次

1	はじめに.....	1
2	著作権法の改正.....	1
3	著作権法に係る政省令の改正.....	2
	(1) 一般承継による登録に関する規定の整備.....	2
	(2) 二以上の登録を同一の申請書で申請する仕組み（併合申請）や添付資料の省略を可能とする仕組みの導入.....	3
	(3) 登録の効力発生時期の見直し（解釈変更）に伴う所要の規定の整備.....	4
4	おわりに.....	8

* このSLN<<https://www.softic.or.jp/publication/sln.html>>は、「特別編集号」として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの「表示-非営利-改変禁止」の条件の下で SOFTIC 賛助会員及び SLN 会員以外の方にも公開しています。



<<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>>

SOFTIC

© 2019 一般財団法人ソフトウェア情報センター
<https://www.softic.or.jp/>

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11
愛宕イーストビル 14 階

TEL: 03-3437-3071 / E-mail: res@softic.or.jp

1 はじめに

2018年7月6日、第196回国会において「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が可決成立し、同月13日に公布された（平成30年法律第72号。以下「平成30年相続法改正法」という。）。この法律は民法・刑法など20本弱の法律を改正するもので、対象となる法律には著作権法（昭和45年法律第48号）も含まれる。

平成30年相続法改正法のうち著作権法に係る改正部分は2019年7月1日付けで施行された。これにより、同日付けで著作権法の一部が改正され、法定相続分を超える相続等の一般承継（相続、会社分割、会社合併等による権利義務の承継。以下同じ。）による著作権、出版権若しくは著作隣接権又はこれらの権利を目的とする質権¹（以下「著作権等」という。）の移転につき、登録をしなければ第三者に対抗することができないこととされた。また、これに合わせて関係する政省令の改正が行われ、著作権等の登録手続等が一部変更となった。

今号では、上記改正が著作権等の登録制度に及ぼす影響について概説する²。

2 著作権法の改正

平成30年相続法改正法による改正前の著作権法第77条及び第88条は、その柱書において、「次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。」と定めつつ、掲げられた各事項のうち権利の移転に関しては、「相続その他の一般承継によるものを除く。」とすることにより、一般承継による著作権等の移転については登録をしなくとも第三者に対抗することができることとしていた。

これは、「相続その他の一般承継」については取引の安全を図るべき第三者（登録が存在しないことを主張することについて正当な利益を有する第三者）が現れることは想定しづらいという当時の解釈を前提として設けられたものであると考えられるが、その後の最高裁判例や相続を取り巻く状況の変化から、当時よりも第三者の取引の安全を図るべき場面が拡大したため、不動産登記においてその考え方が修正されることとなり、それに合わせる形で、著作権法において、この「相続その他の一般承継によるものを除く。」との文言が削除された。

これにより、同法施行後には、相続において法定相続分を超える部分や、会社分割等における著作権等の移転について、登録をしなければ第三者に対抗することができないこととなった³。

著作権の登録に関する著作権法の改正部分を新旧対照表の形式で示すと次のとおりである（下線部分が改正部分）⁴。

改正後	改正前
(著作権の登録) 第七十七条 下に掲げる事項は、登録し	(著作権の登録) 第七十七条 下に掲げる事項は、登録し

¹ 著作隣接権の登録については、著作権法第104条により同法第77条及び第78条（第3項を除く）の規定が準用される。

² 著作権登録制度改正の概要説明資料が文化庁ウェブサイトに掲載されているので、参照されたい。<<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1418461.html>、http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/minpou/pdf/r1411532_01.pdf>。なお、本稿作成に当たっては文化庁著作権課担当官及び元担当官から多大な御協力をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

³ 相続による法定相続分の承継については、従前同様、相続人は、対抗要件を備えることなしに他の共同相続人からの譲受人等の第三者に対し対抗することができる（改正後民法第899条の2第1項参照）。なお、不動産については、相続における第三者対抗要件の要否については、水津太郎「相続と登記—相続による不動産物権の承継の対抗要件」ジュリスト1532号（2019年）48頁が参考となる。

⁴ このほか第88条（出版権の登録）でも同様の改正が行われているが、本稿の主題はプログラム著作物の登録への影響であることから、出版権（及び著作権登録に係る規定が準用される著作隣接権）に係る改正部分についての記載は省略する。

改正後	改正前
なければ、第三者に対抗することができない。 一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限 二 (略)	なければ、第三者に対抗することができない。 一 著作権の移転 <u>(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)</u> 若しくは信託による変更又は処分の制限 二 (略)

3 著作権法に係る政省令の改正

平成 30 年相続法改正法の施行により著作権法が上記 2 のように改正されたことに伴い、関係する政令（著作権法施行令、プロ特法施行令）⁵及び省令（著作権法施行規則、プロ特法施行規則）⁶が平成 30 年相続法改正法と同日（2019 年 7 月 1 日）付けで改正・施行された。これら政省令の改正により次の①ないし③が行われた⁷。

- ① 一般承継による登録に関する規定の整備
- ② 二以上の登録を同一の申請書で申請する仕組み（併合申請）や複数の登録で重複する添付資料の省略を可能とする仕組みの導入
- ③ 登録の効力発生時期の見直し（解釈変更）に伴う所要の規定の整備

(1) 一般承継による登録に関する規定の整備

ア 規定の整備

著作権法施行令第 16 条では、登録について登録権利者（権利の移転においては権利の移転を受ける者）及び登録義務者（権利の移転においては権利を移転する者）が共同で登録申請をする原則が置かれている。

ところが、一般承継のうち相続又は法人の合併があった場合には、相続における被相続人は死亡しており、また合併における合併元の法人は消滅しているため、共同申請をすることができない（改正前の著作権法施行令第 16 条ないし第 18 条は次のとおり）。

<p>第十六条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。</p> <p>第十七条 登録は、申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請することができる。</p> <p>第十八条 判決による登録は、登録権利者だけで申請することができる。</p>

そこで、この問題を解決するため、著作権法施行令第 18 条が下表のように改正され（下線部分が改正部分）、相続又は法人の合併の場合には、相続人又は合併後の存続法人若しくは新設法人が単独で登録申請をすることが可能とされた。

改正後	改正前
第十八条 判決による登録 <u>又は相続若しくは法人の合併による権利の移転の登録は、登録権利者だけで申請することができる。</u>	第十八条 判決による登録は、登録権利者だけで申請することができる。

また、登録申請の際の添付資料について定める著作権法施行令第 21 条が下表のように改正され、一般承継による移転の際に行う登録申請に必要な添付書類が明確化された

⁵ 著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号。以下「著作権法施行令」という。）及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 287 号。以下「プロ特法施行令」という。）。

⁶ 著作権法施行規則（昭和 45 年文部省令第 26 号。以下「著作権法施行規則」という。）及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成 23 年文部科学省令第 22 号。以下「プロ特法施行規則」という。）。

⁷ 文化庁「民法改正（相続関係）に伴う著作権法施行令等改正 概要」参照。<http://www.bunka.go.jp/seisa/ku/chosakuken/hokaisei/minpou/pdf/r1411532_04.pdf>

(下線部分が改正部分)。

改正後	改正前
<p>第二十一条 <u>第二十条</u>の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>一～二 (略) (削除)</p> <p>三 登録の目的が著作権等に関するときは、その登録の原因を証明する書面<u>(登録の原因が相続その他の一般承継であるときは、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面を含む。第二十三条第一項第五号において同じ。)</u></p> <p>四～五 (略) 2～3 (略)</p>	<p>第二十一条 <u>前条</u>の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>登録の目的に係る著作権等が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般承継により移転したものであるときは、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他当該事実を証明することができる書面</u></p> <p>四 登録の目的が著作権等に関するときは、その登録の原因を証明する書面</p> <p>五～六 (略) 2～3 (略)</p>

イ 様式の整備

相続又は法人の合併による権利の移転の登録に係る申請様式(著作権法施行規則別記様式第6の2、第7の2及び第8の2)が新たに追加された。

(2) 二以上の登録を同一の申請書で申請する仕組み(併合申請)や添付資料の省略を可能とする仕組みの導入

一般承継による著作権等の移転について登録しなければ第三者に対抗することができなくなったことから、これらが生じた場合に第三者対抗要件を具備するために多くの著作権等の移転について登録をする必要が生じ得る。

このような状況も踏まえ、登録申請に係る申請者の負担軽減の観点から、一つの申請書により複数の登録を申請すること(併合申請)を可能とする規定等の整備が行われた。

また、登録申請時に添付すべき資料について、同時に行う複数の登録申請について添付書類が同一であったり過去の登録申請時に提出済の添付資料と同一のものであったりする場合に資料の添付を省略することを可能とする規定の整備が行われた。

ア 併合申請

著作権法施行令に併合申請に係る新たな規定(第20条の2)が設けられたことにより、登録の目的が同一である場合に限り、一つの申請書によって複数の登録を申請することが可能とされた。

<p>(併合申請)</p> <p>第二十条の二 二以上の登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができる。</p>

なお、今回の政省令の改正は平成30年相続法改正法の施行に伴い一般承継の場合の権利の移転が登録無くして第三者に対抗できなくなったことを受けたものであるが、この併合申請の規定は一般承継の場合の権利の移転以外の登録申請一般(例えば創作年月日の登録申請等)についても適用される。

また、プログラムの著作物の登録については指定登録機関に対して登録手数料⁸を納付する必要があるところ、併合申請が可能となった後、併合申請により複数の登録を申請した場合に「申請」1件分の手数料で足りるとの誤解が生じないようにするため、登録1件につき登録手数料が発生することの明確化を目的として、プロ特法施行令第2条が下表のとおり改正された（下線部分が改正部分）。

改正後	改正前
(登録手数料) 第二条 法第二十五条の政令で定める手数料の額は、 <u>プログラムの著作物に係る登録一件につき四万七千円とする。</u>	(登録手数料) 第二条 法第二十五条の政令で定める手数料の額は、 <u>一件につき四万七千円とする。</u>

イ 添付資料の省略

著作権法施行令に添付資料の省略に係る新たな規定（第21条の2）が設けられたことにより、同条で定められた場合において申請時の資料の添付を省略することが可能とされた⁹。

(添付資料の省略) 第二十一条の二 同時に二以上の登録の申請の手続をする場合において、各手続において添付すべき資料の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを添付し、他の手続においてその旨を申し出てその添付を省略することができる。 2 登録の申請の手続において添付すべき資料は、当該資料と内容が同一である資料を他の登録の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該資料の内容に変更がないときは、その旨を申し出てその添付を省略することができる。ただし、文化庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該添付すべき資料の提出を求めることができる。

添付資料の省略に係る上記規定が登録申請一般に適用される点は併合申請に係る規定（第20条の2）と同様である。

(3) 登録の効力発生時期の見直し（解釈変更）に伴う所要の規定の整備

平成30年相続法改正法との直接の関係はないものであるが、上記(1)及び(2)のほかに、登録の効力発生時期の見直し（解釈変更）に伴う所要の規定の整備も行われている。

これまで、著作権等の登録に係る効力発生は登録の年月日（登録事務が完了した年月日）と解釈されていたが、こうした考え方は、特許法等に係る登録制度や不動産登記法に係る登記制度とも整合しないものとなっていた¹⁰。

そのため、著作権等の登録申請があった場合の登録の効力発生日を「申請の受付の年

⁸ プロ特法第25条、プロ特法施行令第2条。

⁹ 同条第2項の「文化庁長官」は、プログラムの著作物の登録については、文化庁長官が指定する者（一般財団法人ソフトウェア情報センター）と読み替えられる（プロ特法施行令第4条）。

¹⁰ 特許法等については、「登録申請受付の後、事務処理期間中に、移転情報が反映されていない登録原簿を意図的に用いて二重譲渡が行われたり、登録義務者等が破産した場合に他の権利関係との先後が逆転してしまうなどのおそれがあり、申請者等にとっては不合理な制度となっているとの指摘」があったとして（特許庁「登録の効力発生日について」（2007年10月）産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会第3回通常実施権等登録制度ワーキンググループ配付資料5 <https://www.jpo.go.jp/resources/shin_gikai/sangyo-kouzou/shousai/jisshiken_wg/document/03-shiryu/shiryu05.pdf>）、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年1月30日経済産業省令第5号）が施行され、これにより特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）ほか関係省令が改正された。従来は申請による登録の場合に申請受付日及び登録の年月日を原簿に記載することとされていたところ、登録の年月日を原簿の記載事項から削除し申請受付日のみを記載することとされ、不動産登記法における効力発生日の考え方と同様に申請の受付の日が登録の効力発生日と解されるように手当てがなされた。特許庁「特許法施行規則等の一部を改正する省令について」（平成21年1月）<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/document/tokkyohoutou_kaiei_21013005/01_gaiyo.pdf>等参照。

月日」に見直すこととし、それに伴う所要の規定の整備が行われた¹¹。

また、施行日前に申請の受付がされた登録の効力発生日は、従前どおり登録の年月日（登録事務が完了した年月日）となると解されるが、このことを前提に、改正後の規定は、施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による旨の経過措置が設けられている。さらに、登録した権利の順位（著作権法施行令第34条）に関して、施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録（「登録の年月日」から効力が発生）と、施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録（「申請の受付の年月日」から効力が発生）の優先順位が逆転することのないよう、前者を後者よりも前に登録されたものとみなす経過措置が設けられている。

ア 規定の整備

著作権法施行令、同施行規則及びプロ特法施行規則のそれぞれについて、「登録の年月日」の文言を削るなどの改正が行われた（それぞれ、下線部分が改正部分）。

(7) 著作権法施行令

改正後	改正前
<p>(申請書)</p> <p>第二十条 登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 登録の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされているときは、その登録番号（登録番号が不明であるときは、その旨）</p> <p>(添付資料)</p> <p>第二十一条 <u>第二十条</u>の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>一～<u>五</u> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる登録を申請しようとするときは、<u>第二十条</u>の申請書に、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録番号を記載したときは、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(申請書)</p> <p>第二十条 登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 登録の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされているときは、その登録の<u>年月日及び登録番号（登録の年月日及び登録番号が不明であるときは、その旨）</u></p> <p>(添付資料)</p> <p>第二十一条 <u>前条</u>の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>一～<u>六</u> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる登録を申請しようとするときは、<u>前条</u>の申請書に、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされている場合において、当該申請書に<u>その登録の年月日及び登録番号</u>を記載したときは、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>3 (略)</p>

¹¹ 申請が存在しない「職権による登録」の場合は従来どおり登録の年月日（登録事務が完了した年月日）が効力発生の年月日となる。

改正後	改正前
<p>(申請者への通知)</p> <p>第二十四条 文化庁長官は、登録を完了したときは、申請者に<u>申請の受付</u>の年月日及び登録番号を記載した通知書を送付する。</p> <p>(質権の登録の申請書)</p> <p>第三十三条 法第七十七条第二号（法第四百四条において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項第二号に掲げる事項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該申請に係る質権に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録番号を記載したときは、この限りでない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(申請者への通知)</p> <p>第二十四条 文化庁長官は、登録を完了したときは、申請者に<u>登録</u>の年月日及び登録番号を記載した通知書を送付する。</p> <p>(質権の登録の申請書)</p> <p>第三十三条 法第七十七条第二号（法第四百四条において準用する場合を含む。）又は第八十八条第一項第二号に掲げる事項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該申請に係る質権に関する登録がされている場合において、当該申請書にその<u>登録の年月日及び登録番号</u>を記載したときは、この限りでない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(1) 著作権法施行規則

改正後	改正前
<p>(登録受付簿の記載)</p> <p>第九条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に次に掲げる事項を記載するとともに、当該申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>申請の受付</u>の年月日</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(登録年月日の記録等)</p> <p>第十七条 著作権登録原簿等について<u>職権により登録したときは、登録の原因及びその発生日並びに登録すべき権利に関する事項欄</u>に当該登録の年月日を記録する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項記載書類の交付申請手続等)</p> <p>第十九条 登録事項記載書類の交付又は著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付若しくは閲覧を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 登録番号（著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付又は閲覧を請求</p>	<p>(登録受付簿の記載)</p> <p>第九条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に次に掲げる事項を記載するとともに、当該申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>受付け</u>の年月日</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(登録年月日の記録等)</p> <p>第十七条 著作権登録原簿等について登録したときは、<u>登録年月日欄</u>に当該登録の年月日を記録する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項記載書類の交付申請手続等)</p> <p>第十九条 登録事項記載書類の交付又は著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付若しくは閲覧を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>登録の年月日及び登録番号</u>（著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付又</p>

改正後	改正前
<p>するときは、<u>申請の受付</u>の年月日及び受付番号)</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>は閲覧を請求するときは、<u>受付け</u>の年月日及び受付番号)</p> <p>二～三 (略)</p>

(ウ) プロ特法施行規則

改正後	改正前
<p>第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>申請の受付の年月日(職権による登録にあっては、その登録の年月日。第八条第一号において同じ。)</u></p> <p>四～五 (略)</p> <p>(実名の登録の報告)</p> <p>第八条 指定登録機関は、法第九条の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>申請の受付の年月日及び登録番号</u></p> <p>二～七 (略)</p> <p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十四条 法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>登録を行った年月日(職権による登録の場合に限る。)</u></p> <p>六～十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>登録年月日</u></p> <p>四～五 (略)</p> <p>(実名の登録の報告)</p> <p>第八条 指定登録機関は、法第九条の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>登録の年月日及び登録番号</u></p> <p>二～七 (略)</p> <p>(帳簿の記載等)</p> <p>第十四条 法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 登録を行った年月日</p> <p>六～十 (略)</p> <p>2 (略)</p>

イ 様式の整備

上記ア(7)及びア(イ)の改正を踏まえた著作権法施行規則別記様式の改正が行われた(詳細は省略する。)

ウ 経過措置

著作権施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第42号)附則第2条及び第3条並びに著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第8号)附則第2項及び第3項で次のように定められた。

(7) 著作権施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第42号)

<p>(経過措置)</p> <p>第二条 改正後の著作権法施行令第七章第二節の規定は、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。</p>

第三条 この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録は、著作権法施行令第三十四条の規定の適用については、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録より前にされたものとみなす。

(イ) 著作権法施行規則及びプログラムの著作物に係る登録に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第8号）

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の著作権法施行規則第八章の規定及び別記様式は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。

4 おわりに

プログラムの著作物以外の著作権等の登録等を行う文化庁、及び文化庁長官の指定を受けてプログラムの著作物に係る登録等を行う当財団（一般財団法人ソフトウェア情報センター）は、それぞれ、今回の改正内容の施行にあわせて登録の手引き書（文化庁は「登録の手引き」、一般財団法人ソフトウェア情報センターは「プログラム登録の手引き」）を改定、公開するなど、必要な対応に当たっているため、参照されたい¹²。

著作権等の登録に関する問い合わせ先等は次のとおり。

○ プログラムの著作物以外の著作物等に関する問い合わせ先等

文化庁著作権課著作権登録係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話：03-5253-4111（内線2849）
ウェブサイト：http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/

○ プログラムの著作物に関する問い合わせ先等

一般財団法人ソフトウェア情報センター 著作権登録部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目16番11号
電話：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398
受付時間：平日 9:00～12:00 および 13:00～17:00
（土・日・祝祭日および年末・年始は休み）
ウェブサイト：<https://www.softic.or.jp/touroku/>

¹² プログラムの著作物の登録に関しては、<<https://www.softic.or.jp/touroku/>>を参照。